

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社システムアシスタンスと労働者代表は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

(対象となる派遣労働者の範囲)

第1条 本協定は、派遣先で顧客の業務に従事する従業員(以下「対象従業員」という。)に適用する。

- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 株式会社システムアシスタンスは、対象従業員について、労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

(賃金の構成)

第2条 対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

(賃金の決定方法)

第3条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、「職業安定業務統計(時給換算)」を参照し、基準額を初級、1年を1等級、3年を2等級、5年を3等級と定める。 ※等級表を参照

- (1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種も、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について(以下「通達」という。)に定める令和7年8月25日の通達「職業安定業務統計」を参照する。
- (2) 通勤手当については、第6条に定める。
- (3) 地域調整についても、「通達」に従い実際に勤務される地域指数を適応する。

第4条 対象従業員の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件のとおりとする。

- (1) 「通達」の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- (2) 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は「等級表」を基準とし、等級表の対応年数は以下を基準とする。

初級:入社～1年程度 ・ 1等級:1年～5年程度

2等級:3年～10年程度 ・ 3等級:5年～15年程度

- 2 株式会社システムアシスタンスは、第9条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、能率手当を支払うこととする。
また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、労働基準法又は一カ月単位の変形労働協定に準じて支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、公共交通機関通勤者は平均額「1時間79円」と定め、自家用車等の通勤は実態に即した額を支給する。

尚、公共交通機関通勤者で1時間73円換算し一カ月の定期代(実費)を超過する場合は、実費を優先して契約を締結する。